

高稼働型契約 (選択約款)

2021年10月1日実施

四国ガス株式会社

目 次

1.目	的	1
2.この選択約款の変更		1
3.用語の定義		1
4.適用条件		2
5.契約の締結		2
6.使用量の算定		3
7.料金		3
8.延滞利息		3
9.単位料金の調整		3
10.割引制度		4
11.名義の変更		5
12.契約の変更又は解約		5
13.精算		5
14.設置確認		6
15.その他		6

付 則

1.この選択約款の実施期日	6
---------------	---

別 表

1.料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2.料金表	7

1. 目的

この高稼働型契約（以下「この選択約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ、当社の製造供給設備の効率的利用を図ることで、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」… 原則この選択約款の適用を受けるガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）の和（少数点以下切り捨て）といたします。ただし、専用のガスメーターを設置している空調機器、コージェネレーションシステム、ボイラー、炉等においては、機器の全定格入力（キロワット）を一般ガス供給約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値とすることができます。
- (2) 「空調機器」… ガスを熱源とする空調用（冷房を目的とするもの）又は冷却用熱源機をいいます。
- (3) 「温水式暖房機器」… ガスを熱源として作られた温水を循環させ、暖房や乾燥等に用いる暖房用熱源機をいいます。
- (4) 「コージェネレーションシステム」… ガスを熱源として電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用するシステムで定格発電出力が 3kW 以上のものをいいます。
- (5) 「ボイラー」… ガスを熱源として、温水または蒸気を発生させる熱源機で機器の定格出力が 70kW 以上のものをいいます。

- (6) 「炉等」…主として焼却や、製品加工において焼成や融解、乾燥、等を施すため、加熱対象をガスの燃焼熱で直接加熱する固定式の機器をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (9) 「単位料金」… 9 に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、(1) 又は、(2) のいずれかの条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約使用可能量が 12 立方メートル以上かつ月平均使用量 700m³ 以上をご使用されること。
- (2) 空調機器若しくは定格発電出力 3kW 以上のコージェネレーションシステムをご使用されること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づくガスの使用を希望されるお客さまは、契約使用可能量を定めたいうで、所定の申込書により、当社に申し込みをしていただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約（以下「この契約」といいます。）は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日から定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が使用開始日以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 当社は一般ガス供給約款や選択約款の変更に伴い、この選択約款を適用する場合は、その変更実施日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ④ 契約期間満了に先だつて解約又は変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了時の属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) この選択約款に基づいて契約をされたお客さまで、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が 3 年連続している場合には、当社は、当社がやむを得ないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日から契約の継続はいたしません。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が 3 年連続している状態とは、前々契約期間、前契約期間、今契約期間ともに 4 (1) の月平均使用量 700m³ 以上の適用条件を満たさない状態をいいます。
- (5) この契約の契約期間満了前に解約又は他の契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で

この契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（(6)において同じ。）

(6) この契約の契約期間満了前に他の契約（一般ガス供給約款を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

(7) お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、当社は申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 料金は、当社が定める一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(3) 料金及び延滞利息は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定した金額といたします（1円未満の端数切り捨て）。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払い日までの日数×0.0274パーセント

（備 考）

消費税等相当額の算定方法は、別表1（6）のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表3の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

82,640 円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が132,220円以上となった場合は、132,220円といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9166$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0903$$

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 割引制度

(1) この選択約款を適用されているお客さまで、①空調機器、②コージェネレーションシステム、③温水式暖房機器のいずれか又は2種類以上の割引対象設備をご使用いただいている場合には、7(1)に定める料金から以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。

(割引額)

イ ①または②のみをご使用の場合

割引額＝7（1）に定める料金×5パーセント（1円未満端数切り上げ）

ロ ③のみをご使用の場合

割引額＝7（1）に定める料金×3パーセント（1円未満端数切り上げ）

ハ ①と②または①と②と③をご使用の場合

割引額＝7（1）に定める料金×10パーセント（1円未満端数切り上げ）

ニ ①と③または②と③をご使用の場合

割引額＝7（1）に定める料金×8パーセント（1円未満端数切り上げ）

(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、5（1）に定める所定の申込書により当社に申し込みをしていただきます。

(3) 割引制度の適用期間は、5（3）に定めるこの選択約款の適用期間に準ずるものといたします。

(4) お客さまが割引対象設備を変更された場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

(5) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合は、当社の申し出に基づき、割引制度の適用を変更できるものといたします。

(6) (4) 又は (5) による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

1.1. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に基づく契約に係る部分の全部を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1.2. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用状況に変更がある場合、若しくは一般ガス供給約款や選択約款の変更によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまの申し出に基づき、契約期間満了前であってもこの選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。

(3) お客さまに契約違反があった場合（4（1）に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）、当社の申し出に基づき、契約期間満了前であってもこの選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。

1.3. 精算

(1) お客さまが4（1）又は4（2）に定める適用条件を満たさないでガスをご使用された場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼり、一般ガス供給約款を適用して算定される料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。（消費税等相当額を含みます。）ただし、すでに料金としてお支払いいただいた金額が一般ガス

供給約款を適用して算定される料金を上回る場合にはこの限りではありません。

- (2) お客さまが10(1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用された場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼり、適用条件を満たす割引条件を適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。(消費税等相当額を含みます。)

14. 設置確認

当社は、この選択約款の適用を受ける機器の設置状況の変更等、4(1)、4(2)又は10(1)に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾させていただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、または速やかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

15. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2021年10月1日から実施いたします。

別 表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計(1円未満の端数を切り捨てたもの)といたします。から10(1)で算定される割引額を差し引いたものといたします。

(2) 基本料金は、流量基本料金といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 当社は、一般ガス供給約款22(3)に該当する場合には、次の算式により算定いたします。なお、適用期間の料金の算定にあたって、いずれの単位料金を適用するかは、料金算定期間の使用量 $V \times 30 / D$ により算定した1か月の換算使用量 V (小数点以下切り捨て)及び契約使用可能量 a により判定いたします。

① 基本料金と従量料金の合計(1円未満の端数切り捨て)

$$= \text{別表の基本料金} \times D / 30 + (\text{別表の調整単位料金} \times (V / a \text{ で算定された倍率ごとの使用量}) \times D / 30$$

(別表の基本料金 $\times D / 30$ は、小数点以下第3位以下の端数切り捨て)

(別表の調整単位料金 $\times V / a$ で算定された倍率ごとの使用量は、小数点以下第3位以下の端数切り捨て)

② 割引額(1円未満の端数切り上げ)

= 10. 割引制度の適用により算定される料金

③ 料金（少数点以下切り捨て）

=①基本料金と従量料金の合計+②割引額

D =上記料金算定期間の日数

V =1か月の換算使用量（料金算定期間の使用量V1×30/D）

（小数点以下切り捨て）

V1 =料金算定期間の使用量

a =料金算定期間の契約使用可能量

(5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 / (1 + 消費税率)

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金(流量基本料金)

契約使用可能量 1 立方メートルにつき	555.50 円
---------------------	----------

(2) 基準単位料金

契約使用可能量における 月間ガス使用量倍数ごと 1 立方メートルにつき	0 から 10 倍まで	135.93 円
	10 倍を超え 20 倍まで	116.44 円
	20 倍を超え 50 倍まで	112.04 円
	50 倍を超える部分	109.84 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。